

川越市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和2年7月27日 午後2時
- 3 閉 会 令和2年7月27日 午後4時45分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長内野博紀、教育総務部副部長兼教育財務課長松本陽介、学校教育部副部長兼学校管理課長梶田英司、教育総務部参事兼教育総務課長若林昭彦、教育総務部参事兼中央公民館長荷田 晋、学校教育部参事兼教育指導課長長田茂樹、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大澤 健、市立川越高等学校事務長宮下浩、都市計画部参事兼都市景観課長福益周二、学校管理課副参事四阿久修

8 前回会議録の承認

令和元年度第12回臨時会会議録、第13回定例会会議録、第14回定例会会議録、令和2年度第1回定例会会議録、第2回臨時会会議録、第3回定例会会議録、第4回臨時会会議録及び第5回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1 議案第24号 令和2年度一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
（非公開）

日程第2 議案第25号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて
（非公開）

日程第3 議案第26号 令和3年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

副部長兼学校管理課長

平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定する。市町村立高等学校については、その市町村の教育委員会が採択権者である。川越市立川越高等学校についても川越市立高等学校通則第9条にその趣旨が規定されている。令和3年度使用の教科書については、教科ごとの研究を経て校長が選定したものであり、12教科、4

9科目、地図帳を含め50種類である。教科書を新たに変更するものは、普通科第3学年の選択科目「生物」で使用する1科目1種類である。学校における選定の基準については学科や生徒の実態、内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさなどが考慮されている。

委員

小・中学校の教科書採択は1教科毎に採択しているが、高等学校は一括採択である。その違いについて伺いたい。

学校教育部長

小・中学校は4年に1回の採択であるが、高等学校及び特別支援学校は毎年採択を行うため、一括としているものである。

委員

検討委員会は校内の組織であるが、その委員構成について伺いたい。

学校管理課副参事

教科書検討委員会は15名の教員で構成されている。委員長は教頭、副委員長は教務主任が務め、各教科の代表者が委員となっている。

委員

外部からの視点がないことが懸念される。校長や委員の意向により推薦できてしまうと考えるが事務局の意見を伺いたい。

学校管理課副参事

県立高等学校についても同様の仕組みになっている。校長が責任を持って事務を進めているが、市立高等学校の場合は、市教育委員会による審議を経なければ正式な採択とはならないことになっているため、担当する学校管理課職員をはじめ、教育委員会における審議などにより、一定の客観性が担保されていると考える。

委員

検討委員会の委員に事務局職員などの第三者を加えないと、推薦する教科書に大きな影響を与える心配があると考えます。

委員

検討委員は、主に各教科の代表者で構成されているとのことであるが、例えば国語の教科書について、国語科の担当である委員が意見を述べた場合に、他の教科担任である委員が反対などの意見を発言できる状況を作れないのではないかと推測する。もっと客観性を担保する必要があると考える。また、教育委員会における審議により、一定の客観性が担保されるとなると、教科書の内容を確認していない中で、「これで大丈夫です。」と言える状況ではないと考える。

学校管理課副参事

本議案における資料では、一覧のみの説明であるが、検討委員会は、各教科担任

が各教科書を選定した経緯や理由を示した選定理由書を提出させ、選定理由書に基づいて協議及び選定をし、検討委員会の結果を校長が承認してから、教育委員会へ教科書採択の審議を依頼することになるため、各教科担任である委員の意見のみで選定しているものではない。

また、客観性の担保については、教育委員会による審議のみではなく、事務局においても資料を確認しているため複数の視点から客観性を担保していることになる。

委員

生物の教科書が変わった理由について伺いたい。

学校管理課副参事

変更の主な理由については、扱っている内容や分量が適切であることに加え、挿絵などが充実しているため、生徒にとっても、現在使用している教科書よりわかりやすい表現になっていることである。

委員

今後の資料については、出版社等については略称ではなく正式名称で記載してもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第27号 令和3年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについては、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定を準用することとなっている。学校教育法附則第9条の規定を受けて、令和3年度の新1年生16名に係る教科用図書の選定について川越市立特別支援学校校長から報告がなされたところである。同校では「ひとりだちする生徒」を教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限の自己実現を図ることを目指し、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として3冊を選定している。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

委員

例えば、自立生活ハンドブックといった教科用図書については、複数の出版社があるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

全国手をつなぐ育成会は、特別支援学校に関連のある団体であり、使用しやすい図書であるため採用しているものとする。教科用図書の選定については、特別支援学校において、いくつかの教科用図書から選定している。また、特別支援学校においては、令和4年度から、新しい学習指導要領へ切り替わるため、令和3年度の

教科用図書については、現在使用している教科用図書について、特に課題もないため引続き使用するものである。

委員

第2学年及び第3学年について、教科用図書を採択しない理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

第1学年で購入した教科用図書を3年間使用するためである。

委員

今回採択する教科用図書は、昨年度と同様のものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

毎年度採択を行っているが、今年度の教科用図書については、選定結果として昨年度と同様のものになっている。

委員

現在使用している教科用図書が生徒にとって使いやすく、教職員にとっても指導しやすいものであるという認識でよいか確認したい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

教育長

今回採択する、いわゆる附則第9条図書については、文部科学省の検定を受けているものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

検定を受けているものではない。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第28号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 令和元年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

参事兼中央公民館長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果につきまして措置を講じたものは、地方自治法の規定により、教育委員会はその内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表するものとされており、本市では「意見」についても監査委員に報告している。令和元年度の包括外部監査のテーマは「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」であり、「意見」として中央公民館に係るものが1項目該当したため、その措置状況について報告する。

意見の内容としては、公民館の数や延べ受講人数は増加しているのにもかかわらず、補助金の額について、平成25年度から平成30年度までの6年間ほぼ変動がない。この状況は硬直的な予算運営に基づき補助金事業が実施されていると考えら

れ、今後は補助金の効果を検証し、予算額を弾力的に見直すことが望ましいというものである。

これに対する措置状況は、補助金の効果を改めて検証するとともに、他の類似補助事業の例などを研究しながら、予算額等を見直す体制を検討することとし、「検討中」としている。そのため、教育委員会から監査委員へ通知は行われませんが、措置状況が「措置を講じた」もしくは「措置を講じない」と決定した場合、教育委員定例会で報告後、監査委員へ通知する。

委員

今回の意見については、公民館で実施する講座等の参加人数に合わせて、一律ではなく、柔軟に補助金を支給することを求めているということにより伺いたい。

参事兼中央公民館長

今回の補助金については、市の公民館でなく自治会等が維持管理するいわゆる町内公民館を対象としており、対象世帯数に応じ金額を定めている。補助金の申請は平成27年度87件から、令和元年度93件と若干であるが増えており、参加人数についても、平成27年度15万8,462名から、令和元年度17万589名と伸びているが、予算額に変更がないため、決算額は230万円前後を毎年推移している状況である。そのため、各館からの補助金申請に対し満額支給できず、按分して支給しており、昨年度であれば1館あたり満額の6割程度の支給額となっている。

委員

意見に対する措置として、補助金の効果を改めて検証するとあるが、補助金の効果とは何を指すのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

補助金による効果は、目に見える形ではなかなか出てこないが、最終的には参加者の年代や人数をもとに、効果を測らざるを得ないと考える。類似の補助金事業を行う部署の調査研究も行いながら、対応を検討したい。

委員

公民館の講座等は、ある程度採算を度外視してでもやらなければならないものであり、それが公の役割であると考え。費用対効果もある程度は重要だが、本当に大事なものを人が集まらないという理由で簡単に削ってしまうのは、公の役割を果たしていないと考える。そういった点も含めて検討が必要と考える。

教育長

町内公民館の管轄が、市民部でなく中央公民館である理由について伺いたい。

参事兼中央公民館長

町内公民館の活動の目的にある、「子供の学びや育みを地域全体で支援し、地域の教育力を高めることを目的とする」という観点から教育委員会が所管している。

委員

包括外部監査について、どういった監査なのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

中核市については、議会の議決を得た公認会計士等の監査員により、監査を受けることとなっており、内容については、適正執行だけではなく、様々な角度から検証される監査と認識している。

参事兼教育総務課長

説明に補足する。地方自治法上、都道府県、政令市及び中核市は外部監査を受けなければならないとされている。その中で、包括外部監査と個別監査とがあり、包括外部監査については、市全体の財政運営状況や事務執行状況など1つのテーマを決めて、様々な点から包括的に監査を行う。個別監査については、例えば特定の補助金のみに関して、監査を行うものであるが、市民、議会及び市長の求めにより行うものであり、本市では今まで実施はない。外部監査を行える者は、弁護士、公認会計士を基本とし、同様の能力を持つ税理士も含まれる。

(2) 川越市立特別支援学校の令和3年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

令和2年6月26日開催の教育委員会第3回定例会において、川越市立特別支援学校高等部入学選考について報告したが、合格発表日である令和3年1月20日が、県立川越特別支援学校たかしな分校及び県立さいたま桜高等学園等の入学選考日と重複していたことから、特別支援学校高等部の併願受験を可能とするため、同年1月19日に変更した。

委員

コロナ禍における入学選考に際し、緊急時の対応については、今後検討するのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

今後の検討していくことになるかと考える。インフルエンザ等における受験対応に準じ、また、他校の状況を見ながら適切な対応を図りたい。

委員

選考試験内容について、各適性検査等は個人で受験するのか、あるいは複数名で受験するのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

コミュニケーション適性検査、集団行動適性検査については複数名で受験する。

教育長

「選考試験内容」という表現があるが、選考方法から見ると、「選考検査内容」としてもよいのではないかと考える。

参事兼教育センター所長

特別支援学校に確認を取ったうえで、表記について検討したい。

教育長

今年度の第1学年について、市内の生徒は何名か伺いたい。

参事兼教育センター所長

全校生徒48名のうち、市内の生徒は29名である。市内の生徒を出来るだけ多く入学させるという考えに基づき、募集を行っている。

学校教育部長

令和2年度の内訳は、第1学年の定数16名のうち、市内の生徒は11名である。

教育長

市立の特別支援学校なので、市内の生徒の状況をよく見たうえで、選考してもらいたい。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第24号は意思決定過程における情報であり、議案第25号及び議案第26号は人事に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案25号の関係者として、都市計画部参事兼都市景観課長の出席について、議案第26号の説明補助者として、学校管理課副参事の出席について、各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員、嶋野委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和2年8月20日（木）午後2時開催に決定した。